

鹿児島大学

協定校派遣留学生募集要項

(2020年度派遣)

鹿児島大学は、留学（受入れ及び派遣）を推進するため、120大学と授業料等を不徴収とする学術交流協定等（学生交流に関する覚書）を締結しています。（2019年7月現在）

これらの協定大学との間において留学生交流の一層の充実を図り、相互の教育・研究水準の向上に資するとともに、各国間の相互理解と友好親善を増進するために、下記により協定大学へ留学する学生を募集します。

記

1. 資格

本学に在籍し、次の資格全てを有する者（外国人留学生の場合は私費留学の正規生のみ可）

- (1) 学業成績が優秀で、人格等に優れている者
- (2) 留学の目的及び計画が明確で、派遣先大学への留学による効果が期待できる者
- (3) 派遣先大学での留学期間終了後、再び本学に戻り、学業を継続する者
- (4) 派遣先大学が指定する入学資格等を有する者又は相当の入学資格等を有する者
- (5) 指導教員等の推薦を得られる者

2. 留学開始時期と期間

原則として、2020年1月1日から2020年12月31日までに留学を開始します。原則として、期間は1学期以上1年未満。

3. 派遣先大学（交流協定校）及び年間上限人数（学生交流数）

別紙1のとおり。

4. 留学中の在籍身分

「留学」となり、この期間は修業年限に算入されます。

5. 経費

派遣先大学の検定料、入学料及び授業料等は納める必要はありません。その他の経費は自己負担となります。なお、鹿児島大学の授業料等は納めることになります。

6. 派遣先大学における授業科目の履修単位の取り扱い

各学部が定める規則により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなされることがあります。単位認定については各学部で必要要件が異なりますので、各自で確認してください。

7. 申請方法

協定大学へ留学を希望する学生は、所属学部/学生の学生（教務）担当係へ次に掲げる書類を提出してください。なお、募集は2019年8月16日（金）から8月30日（金）までの予定です。期間内に下記の書類を提出してください。

- (1) 鹿児島大学協定校派遣留学申込書（別紙様式1）
- (2) 留学希望理由書（別紙様式2）
- (3) 担任教員等による承認書（別紙様式3）
- (4) 本学の成績証明書
- (5) TOEFL、TOEIC、IELTS、実用英語技能検定(英検)、その他の言語の検定試験等の成績証明書の写し。

※米・豪大学への申請者（第1希望～第3希望に米・豪大学を一つでも記載する場合は、TOEFL、TOEIC、IELTS、実用英語技能検定（英検）のいずれかの証明書の提出を申請の要件とする。書類審査における採用の目安は、概ねTOEFL iBT35（Writing 17以上）以上、TOEIC570以上、IELTS5.0(Overall, Writing 5.0)以上、英検2級合格（2200以上）とする。

8. 選考

鹿児島大学国際交流委員会が設置する選考委員会で書類審査、面接の上、協定校派遣留学生を選出します。選考結果は協定校派遣留学生が所属する部局に報告します。また、応募した学生にもお知らせします。なお、選考日時は次のとおりです。

日時：2019年9月28日（土）13時～18時

場所：グローバルセンター研修室1（共通教育棟1号館4階）

9. 奨学金

協定校派遣留学生に選考された学生は、日本学生支援機構の海外留学支援制度の派遣留学生候補者として推薦されることがあります。ただし、推薦者が全て採用されるとは限りません。

10. 鹿児島大学学生海外留学支援

鹿児島大学では、本学の学生が学術交流協定を締結している海外の大学へ留学する際に経済的支援を行っています。ただし、推薦者が全て採用されるとは限りません。

10.1. 手続き

鹿児島大学協定校派遣留学生に選考された学生は、指導教員やグローバルセンター教員、国際事業課スタッフ等と相談しながら派遣先大学に入学するための必要書類を準備することになります。また、国際事業課へ提出する書類（「鹿児島大学協定校派遣留学制度による誓約書」（別紙様式4）および加入した海外旅行保険証書のコピー等）、所属する学部等へ提出する書類（留学願等）もあります。具体的な手続きは各協定校派遣留学生へ後日、ご連絡します。

なお、日本学生支援機構による海外留学支援制度（協定派遣）の派遣留学生として採用が決定した学生は、上記の手続きの他に揃える書類があります。詳しくは後日、該当する派遣留学生へお知らせします。

※協定校派遣留学生に選考された学生は、原則として大学が指定する海外旅行保険に加入いただきます。

10.2. 報告書等の提出

派遣先大学での留学が終了した学生は、帰国後1ヶ月以内に速やかに派遣留学に関する報告書（別紙様式5-1、5-2）と派遣先大学での成績証明書を国際事業課へ提出してください。

10.3. 事前・事後学習

派遣留学生は、原則として事前学習「派遣留学Ⅰ」、「留学生のための異文化理解」、事後学習「派遣留学Ⅱ」（共通教育科目）を履修し、帰国後に留学報告発表を行うこととします。

10.4. 留学の相談等

留学に関する相談や質問は、協定校担当教員またはグローバルセンター教員におたずねください。

留学に関する手続きについては、国際事業課スタッフにおたずねください。

学生部 国際事業課 留学生係 TEL 099-285-3015 ryugaku@kuas.kagoshima-u.ac.jp